

改正概要説明書

国名： 英国

法令名： 商標法

改正情報： 2010年1月1日(命令書 2009/3250)にて改正

改正概要：

1. 商標弁護士について

法律業務法 2007 年(the Legal Services Act 2007)の施行 (2010 年 1 月 1 日) に伴い、商標弁護士について新規に規定された。(第 82 条, 第 83 条, 第 83A 条, 第 84 条, 第 85 条, 第 87 条, 第 88 条)

2. 国境措置について

EU 域内の国境措置に関し EU 理事会規則 No. 3295/94 が No. 1383/2003 に変更(2003 年 7 月 22 日)され, これに伴い, 知的財産権侵害物品(税関)規則 2004 年(the Goods Infringing Intellectual Property Rights (Customs) Regulations 2004)が施行(2004 年 7 月 1 日)された。第 89 条は, これらと整合するために変更された。

改正内容：

1. 第 4 条

(2)における「規則において, (b)が適用される旗章を特定する規定を定めることができる。」が(4)に移動された。

2. 第 82 条

例外規定に法律業務法 2007 年(the Legal Services Act 2007)が追加された。

3. 第 83 条

商標弁護士登録簿の整備について明確化された。

4. 第 83A 条

商標弁護士の管理細則に関する新設条文である。

5. 第 84 条

(1), (2)及び(3)において, 「登録商標代理人」が「登録商標代理人又は登録商標弁護士」に変更された。

6. 第 85 条

廃止された。

7. 第 87 条

商標弁護士の特別免除に関して明確化された。

8. 第 88 条

(1)において, 「商標代理人登録簿」が「商標弁護士登録簿」に変更された。

9. 第89条

(3)において、理事会規則(EC)No. 3295/94 第3条(1) [O. J. No. L341, 30.12.94, p.8] が理事会規則(EC)No. 1383/2003 第5条(1)に変更された。